

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)	(名称)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	静岡県駿東郡長泉町上長窪330番地の2	静岡県御殿場市萩原483番地								
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3294	36	い13-0	山林	0.2228	スギ	80	2026.3.2	7年 (2033.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-01  集36-16  集36-17  集36-19  集36-20  集36-24  集36-25  集36-27  集36-30  集36-54

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)	(名称)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	(所在地)	静岡県駿東郡長泉町上長窪330番地の2								
		経営管理実施権の設定を受ける森林(A)		経営管理実施権の存続期間(終期)(B)		経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		備考		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
2	御殿場市東田中	3734	36	に4-0	山林	0.0677	ヒノキ	75	2026.3.2	7年 (2033.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-02
3	御殿場市東田中	3735	36	に4-0	山林	0.0029	ヒノキ	75						集36-03
4	御殿場市東田中	3742	36	は1-0	山林	0.0026	ヒノキ	100						集36-02
5	御殿場市東田中	3743	36	は1-0	山林	0.0033	ヒノキ	100						集36-03
6	御殿場市東田中	3744	36	は1-0	山林	0.0423	ヒノキ	100						集36-02

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権の設定を受ける者(丙)	経営管理実施権を設定する市町村(乙)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	(名称) 御殿場市長 勝又正美	静岡県駿東郡長泉町上長窪330番地の2	(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
7	御殿場市東田中	3264	36	か5-0	山林	0.5209	スギ	80	2026.3.2	7年 (2033.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-04
8	御殿場市東田中	3281	36	か4-0	山林	0.0459	ヒノキ	95						集36-04
9	御殿場市東田中	4132-7	36	〜15-0	原野	0.1253	ヒノキ	70						集36-04
10	御殿場市東田中	3725	36	こ9-0	山林	0.3371	ヒノキ	80						集36-05
													集36-09	
													集36-28	
													集36-37	
													集36-42	
													集36-58	
													集36-60	

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称)		(所在地)								
		御殿場市長		勝又正美		静岡県駿東郡長泉町上長窪330番地の2								
		御殿場市長		勝又正美		静岡県御殿場市萩原483番地								
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
11	御殿場市東田中	3306	36	ろ46-0	山林	1.7791	スギ ヒノキ	73	2026.3.2	7年 (2033.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-06
12	御殿場市東田中	3775	36	に11-0	山林	0.2909	ヒノキ	70						集36-62
13	御殿場市東田中	4132-5	36	へ15-0	原野	0.0975	ヒノキ	70						集36-07
14	御殿場市東田中	3761	36	は10-0	山林	0.2892	ヒノキ	85						集36-08
15	御殿場市東田中	3783	36	は5-0	山林	0.0059	ヒノキ	72						集36-10
16	御殿場市東田中	3293	36	い12-0	山林	0.1269	スギ	71						集36-11
17	御殿場市東田中	3286-1	36	か1-0	山林	0.8398	ヒノキ	85						集36-12
18	御殿場市東田中	3649	36	は12-0	山林	0.6393	ヒノキ	73						集36-12
19	御殿場市東田中	3650	36	は11-0	山林	0.0578	ヒノキ	73						集36-12

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)	(名称)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	(所在地)	静岡県駿東郡長泉町上長窪 3 3 0 番地の 2							
		経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)		経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢					
20	御殿場市東田中	3651	36	は11-0	山林	0.0310	ヒノキ	73	2026. 3. 2 7 年 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-12
21	御殿場市東田中	3717	36	に21-0	山林	0.1957	ヒノキ	72					集36-13
22	御殿場市東田中	3708	36	に30-0	山林	0.0743	スギ	75					集36-14
23	御殿場市東田中	3730	36	に28-0	山林	0.3811	ヒノキ	80					集36-14
24	御殿場市東田中	3645	36	は13-0	山林	0.0171	ヒノキ	67					集36-15
25	御殿場市東田中	3729	36	に27-0	山林	0.2757	スギ ヒノキ	47					集36-15
26	御殿場市東田中	3295	36	い18-0	山林	0.5004	ヒノキ	73					集36-18
27	御殿場市東田中	3296	36	い14-0 い15-0	山林	0.1745	ソノタケヨ カシ ヒノキ	72					集36-18
28	御殿場市東田中	3298	36	い17-0	山林	0.2988	ヒノキ	80					集36-18
29	御殿場市東田中	3303	36	い20-0 い21-0	山林	0.6076	ヒノキ	68~75					集36-18

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)	(名称)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	静岡県駿東郡長泉町上長窪 3 3 0 番地の 2						
		経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)		経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢				
30	御殿場市東田中 3297	36	い16-0	山林	0.1517	ヒノキ	65	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-21
31	御殿場市東田中 3753	36	は4-0	山林	0.2846	スギ	73				集36-21
32	御殿場市東田中 3754	36	は4-0	山林	0.0264	スギ	73				集36-21
33	御殿場市東田中 3755	36	は3-0	山林	0.2684	ヒノキ	67				集36-21
34	御殿場市東田中 3756	36	は3-0	山林	0.0208	ヒノキ	67				集36-21
35	御殿場市東田中 3771	36	に10-0	山林	0.2836	ツリカゴヨウカシ	75				集36-22
36	御殿場市東田中 3731	36	に3-0	山林	0.3193	ヒノキ	74				集36-23
37	御殿場市東田中 3736	36	に4-0	山林	0.0082	ヒノキ	75				集36-23
38	御殿場市東田中 3737	36	に4-0	山林	0.0644	ヒノキ	75				集36-23
39	御殿場市東田中 3738	36	に4-0	山林	0.0148	ヒノキ	75				集36-23

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)	(名称)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	(所在地)	静岡県駿東郡長泉町上長窪 3 3 0 番地の 2								
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称)	御殿場市長 勝又正美	(所在地)	静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
40	御殿場市東田中	3739	36	に4-0	山林	0.0938	ヒノキ	75	2026. 3. 2	7 年 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-23
41	御殿場市東田中	3740	36	に4-0	山林	0.0492	ヒノキ	75						集36-23
42	御殿場市東田中	3741	36	は1-0	山林	0.0386	ヒノキ	100						集36-23
43	御殿場市東田中	3745	36	は1-0	山林	0.0310	ヒノキ	100						集36-23
44	御殿場市東田中	3746	36	は1-0	山林	0.0029	ヒノキ	100						集36-23
45	御殿場市東田中	3747-1	36	に2-0	山林	0.4013	クスギ	29						集36-23
46	御殿場市東田中	3760	36	は9-0	山林	0.3633	ヒノキ	68						集36-23
47	御殿場市東田中	3765	36	に6-0	山林	0.2211	ヒノキ	55						集36-23
48	御殿場市東田中	3767	36	は5-0	山林	0.7114	ヒノキ	72						集36-23
49	御殿場市東田中	3768	36	に8-0	山林	0.2889	スギ ヒノキ	47						集36-23

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称)		(所在地)								
		御殿場市長 勝又正美		スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務		静岡県駿東郡長泉町上長窪330番地の2								
		御殿場市長 勝又正美		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原483番地								
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
50	御殿場市東田中	3782	36	は5-0	山林	0.0076	ヒノキ	72	2026.3.2	7年 (2033.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-23
51	御殿場市東田中	3727	36	に25-0	山林	0.3239	ヒノキ	72						集36-26
52	御殿場市東田中	4132-10	36	へ15-0	原野	0.1682	ヒノキ	70						集36-29
53	御殿場市東田中	3732	36	に28-0	山林	0.0373	ヒノキ	80						集36-31
54	御殿場市東田中	3733	36	に4-0	山林	0.1127	ヒノキ	75						集36-31
55	御殿場市東田中	3707	36	に29-0	山林	0.4132	ヒノキ	85						集36-32
56	御殿場市東田中	3709	36	に29-0	山林	0.1054	ヒノキ	85						集36-32
57	御殿場市東田中	3710	36	に29-0	山林	0.1570	ヒノキ	85						集36-32
58	御殿場市東田中	3711	36	に32-0	山林	0.0347	ヒノキ	85						集36-32
59	御殿場市東田中	3691	36	に34-0	山林	0.3970	ヒノキ	85						集36-33

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)	(名称)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	静岡県駿東郡長泉町上長窪 3 3 0 番地の 2									
		経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)		経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
60	御殿場市東田中	3692	36	に34-0	山林	0.0479	ヒノキ	85	2026. 3. 2	7 年 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-33
61	御殿場市東田中	3693	36	に36-0	山林	0.0241	ヒノキ	62						集36-33
62	御殿場市東田中	3694	36	に36-0	山林	0.2029	ヒノキ	62						集36-33
63	御殿場市東田中	3695	36	に36-0	山林	0.0165	ヒノキ	62						集36-33
64	御殿場市東田中	2084	36	い46-0	原野	0.3447	ヒノキ	68						集36-34
65	御殿場市東田中	3233-1	36	い18-0	山林	0.2717	ヒノキ	73						集36-34
66	御殿場市東田中	3234-1	36	い18-0	山林	0.1154	ヒノキ	73						集36-34
67	御殿場市東田中	3243	36	か8-0	山林	0.3791	スギ	73						集36-34
68	御殿場市東田中	3246-1	36	い18-0	山林	0.2764	ヒノキ	73						集36-34
69	御殿場市東田中	3246-3	36	い18-0	山林	0.0812	ヒノキ	73						集36-34

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	静岡県駿東郡長泉町上長窪330番地の2	(所在地)	(所在地)						
		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原483番地									
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	備考					
								経営管理実施権の始期					
								経営管理実施権の存続期間(終期)(B)					
								経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)					
								木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法					
								丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法					
70	御殿場市東田中	3251	36	か8-0	山林	0.3398	スギ	73	2026.3.2 7年 (2033.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-34
71	御殿場市東田中	3252	36	か9-0	山林	0.0558	ソノタコヨウカシユ	74					集36-34
72	御殿場市東田中	3253	36	か9-0	山林	0.1904	ソノタコヨウカシユ	74					集36-34
73	御殿場市東田中	3254	36	か10-0	山林	1.2118	スギ	70					集36-34
74	御殿場市東田中	3255	36	か10-0	山林	0.0456	スギ	70					集36-34
75	御殿場市東田中	3256	36	か8-0	山林	0.0489	スギ	73					集36-34
76	御殿場市東田中	3257	36	か10-0	山林	0.0010	スギ	70					集36-34
77	御殿場市東田中	3258	36	か9-0	山林	0.4128	ソノタコヨウカシユ	74					集36-34
78	御殿場市東田中	3259	36	か8-0	山林	0.0714	スギ	73					集36-34
79	御殿場市東田中	3260	36	か5-0	山林	0.1054	スギ	80					集36-34

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)	(名称)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	(所在地)	静岡県駿東郡長泉町上長窪 3 3 0 番地の 2					
		経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)		経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲に D を支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢				
80	御殿場市東田中 3261	36	か7-0	山林	0.4135	ヒノキ	70	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲に D を支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-34
81	御殿場市東田中 3262-1	36	か6-0	山林	0.4448	ソノタケ	55				集36-34
82	御殿場市東田中 3263-1	36	か5-0	山林	0.1630	スギ	80				集36-34
83	御殿場市東田中 3265	36	か5-0	山林	0.2247	スギ	80				集36-34
84	御殿場市東田中 3267	36	か5-0	山林	0.0218	スギ	80				集36-34
85	御殿場市東田中 3268	36	い3-0	山林	0.0892	ヒノキ	56				集36-34
86	御殿場市東田中 3269	36	か10-0	山林	0.0165	スギ	70				集36-34
87	御殿場市東田中 3271	36	い3-0	山林	0.0476	ヒノキ	56				集36-34
88	御殿場市東田中 3272	36	い3-0	山林	1.2740	ヒノキ	56				集36-34
89	御殿場市東田中 3273	36	い3-0	山林	0.2598	ヒノキ	56				集36-34

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)	(名称)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	静岡県駿東郡長泉町上長窪 3 3 0 番地の 2							
		経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)		経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲に D を支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢					
90	御殿場市東田中 3274-1	36	い1-0 い3-0	山林	1.4984	ヒノキ	56~95	2026. 3. 2 7 年 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲に D を支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-34
91	御殿場市東田中 3275	36	い3-0	山林	0.2234	ヒノキ	56					集36-34
92	御殿場市東田中 3276	36	い3-0	山林	0.0350	ヒノキ	56					集36-34
93	御殿場市東田中 3277	36	い3-0	山林	0.1090	ヒノキ	56					集36-34
94	御殿場市東田中 3279	36	い4-0	山林	0.3421	ヒノキ	68					集36-34
95	御殿場市東田中 3280	36	い3-0	山林	0.1894	ヒノキ	56					集36-34
96	御殿場市東田中 3282-1	36	か4-0	山林	0.0899	ヒノキ	95					集36-34
97	御殿場市東田中 3285-1	36	か2-0	原野	1.3269	スギ	65					集36-34
98	御殿場市東田中 3287	36	い3-0	山林	0.1114	ヒノキ	56					集36-34
99	御殿場市東田中 3288	36	い46-0	山林	0.0145	ヒノキ	68					集36-34

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)														
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)	(名称)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	(所在地)	静岡県駿東郡長泉町上長窪 3 3 0 番地の 2														
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)		経営管理実施権の始期		経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)		経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法		丙が甲に D を支払うべき時期、相手方及び方法		備考								
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢												
100	御殿場市東田中	3289	36	い46-0	山林	0.0066	ヒノキ	68	2026. 3. 2 7 年 (2033. 3. 31)		1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施		1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施策の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。		1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲に D を支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。		集36-34			
101	御殿場市東田中	3646	36	は13-0	山林	0.0813	ヒノキ	67											集36-34	
102	御殿場市東田中	3704	36	に38-0	山林	0.1887	ヒノキ	80											集36-34	
103	御殿場市東田中	3705-1	36	に38-0	山林	0.1676	ヒノキ	80											集36-34	
104	御殿場市東田中	3706-2	36	に31-0	山林	0.2755	ヒノキ	73											集36-34	
105	御殿場市東田中	3724	36	に23-0	山林	0.2264	ヒノキ	70											集36-34	
106	御殿場市東田中	3773	36	は16-0 は17-0	山林	0.4961	ヒノキ	49											集36-34	
107	御殿場市東田中	3776	36	は17-0	山林	0.0945	ヒノキ	49											集36-34	
108	御殿場市東田中	4132-16	36	へ15-0	原野	0.0051	ヒノキ	70											集36-34	
109	御殿場市東田中	4132-17	36	へ15-0	原野	0.0011	ヒノキ	70											集36-34	

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)	(名称)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	静岡県駿東郡長泉町上長窪 3 3 0 番地の 2							
		経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)		経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢					
110	御殿場市東田中 3699-2	36	に31-0	山林	0.2426	ヒノキ	73	2026. 3. 2 7 年 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-35
111	御殿場市東田中 3720	36	に20-0	山林	0.2115	ヒノキ	72					集36-36
112	御殿場市東田中 3766	36	に7-0	山林	0.3057	ヒノキ	46					集36-36
113	御殿場市東田中 3769	36	は14-0	山林	0.2687	ヒノキ	90					集36-36
114	御殿場市東田中 3757	36	は6-0	山林	0.0148	ヒノキ	72					集36-38
115	御殿場市東田中 3758	36	は6-0	山林	0.2267	ヒノキ	72					集36-38
116	御殿場市東田中 3728	36	に26-0	山林	0.2938	ヒノキ	72					集36-39
117	御殿場市東田中 4132-6	36	へ15-0	原野	0.1183	ヒノキ	70					集36-40
118	御殿場市東田中 4132-8	36	へ15-0	原野	0.1455	ヒノキ	70					集36-41
119	御殿場市東田中 4132-9	36	へ15-0	原野	0.1670	ヒノキ	70					集36-41

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)												
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称)		(所在地)												
		御殿場市長 勝又正美		スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務		静岡県駿東郡長泉町上長窪 3 3 0 番地の 2												
		御殿場市長 勝又正美		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地												
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)																		
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	備考										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>経営管理実施権の始期</th> <th>経営管理実施権の存続期間(終期)(B)</th> <th>経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)</th> <th>木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</th> <th>丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2026. 3. 2</td> <td style="text-align: center;">7 年 (2033. 3. 31)</td> <td>                     1. 森林経営                      ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施                      2. 森林管理                      ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施                 </td> <td>                     1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法                      ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。                      2. 木材の販売収入の額の算定方法                      ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。                      3. 木材生産業務費の算定方法                      ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。                      4. 留意事項                      ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。                      ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。                      ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。                 </td> <td>                     1. 時期                      ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。                      2. 相手方及び方法                      ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。                 </td> </tr> </tbody> </table>									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	2026. 3. 2	7 年 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。
経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法														
2026. 3. 2	7 年 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。														
120	御殿場市東田中	1993-1	36	い23-0	原野	0.3009	ソノコウヨウシユ	70	集36-44									
121	御殿場市東田中	1993-2	36	い25-0	保安林	0.0394	ヒノキ	72	集36-46									
122	御殿場市東田中	1994-1	36	い25-0	山林	0.1400	ヒノキ	72	集36-44									
123	御殿場市東田中	1994-2	36	い25-0	保安林	0.0103	ヒノキ	72	集36-44									
124	御殿場市東田中	3676	36	に23-0	山林	0.0251	ヒノキ	70	集36-45									
125	御殿場市東田中	3712	36	に24-0	山林	0.4095	ソノコウヨウシユ	75	集36-45									
126	御殿場市東田中	3713	36	に24-0	山林	0.1361	ソノコウヨウシユ	75	集36-45									
127	御殿場市東田中	3726	36	に23-0	山林	0.2370	ヒノキ	70	集36-45									
128	御殿場市東田中	3682	36	に32-0	山林	0.6016	ヒノキ	85	集36-47									

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	静岡県駿東郡長泉町上長窪330番地の2	(所在地)	(所在地)							
		御殿場市長 勝又正美		静岡県御殿場市萩原483番地										
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
129	御殿場市東田中	3688	36	に33-0	山林	0.6069	ヒノキ	85	2026.3.2	7年 (2033.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-47
130	御殿場市東田中	3689	36	に33-0	山林	0.0231	ヒノキ	85						集36-47
131	御殿場市東田中	3697	36	に36-0	山林	0.1041	ヒノキ	62						集36-47
132	御殿場市東田中	3698	36	に36-0	山林	0.0142	ヒノキ	62						集36-47
133	御殿場市東田中	3700	36	に36-0	山林	0.0089	ヒノキ	62						集36-47
134	御殿場市東田中	3690	36	に35-0	山林	0.2181	ヒノキ	85						集36-48
135	御殿場市東田中	3750	36	は1-0	山林	0.3438	ヒノキ	100						集36-48
136	御殿場市東田中	3751	36	は1-0	山林	0.4046	ヒノキ	100						集36-48
137	御殿場市東田中	3752	36	は2-0	山林	0.1467	ヒノキ	70						集36-48
138	御殿場市東田中	3770	36	に9-0	山林	0.2479	ヒノキ	80						集36-49

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)	(名称)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	(所在地)	静岡県駿東郡長泉町上長窪 3 3 0 番地の 2								
		経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)		経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲に D を支払うべき時期、相手方及び方法	備考					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
139	御殿場市東田中	3302	36	い22-0	山林	0.3004	ヒノキ	72	2026. 3. 2	7 年 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙が企画提案書に示した森林管理を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲に D を支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集36-51
140	御殿場市東田中	3772	36	は15-0	山林	0.2604	ヒノキ	68						集36-52
141	御殿場市東田中	4132-1	36	へ15-0	原野	0.1421	ヒノキ	70						集36-53
142	御殿場市東田中	4132-2	36	へ15-0	原野	0.1025	ヒノキ	70						集36-53
143	御殿場市東田中	4132-3	36	へ15-0	原野	0.1091	ヒノキ	70						集36-53
144	御殿場市東田中	4132-4	36	へ15-0	原野	0.1079	ヒノキ	70						集36-53
145	御殿場市東田中	3762	36	こ5-0	山林	0.2915	ヒノキ	73						集36-55
146	御殿場市東田中	3763	36	こ5-0	山林	0.0042	ヒノキ	73						集36-55
147	御殿場市東田中	3764	36	こ5-0	山林	0.0049	ヒノキ	73						集36-55
148	御殿場市東田中	3278	36	い5-0	山林	0.1887	ヒノキ	85						集36-56

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配36	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)									
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)	スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務	静岡県駿東郡長泉町上長窪330番地の2	(所在地)	(所在地)								
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)		番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
149	御殿場市東田中														
150	御殿場市東田中	3660	36	に11-0	山林	0.0280	ヒノキ	70	集36-59						
151	御殿場市東田中	3300	36	い10-0	山林	0.1256	ヒノキ	85	集36-61						
152	御殿場市東田中	3301	36	い9-0	山林	0.0595	ヒノキ	80	集36-61						
153	御殿場市東田中	3290	36	い8-0	保安林	0.0456	ソノタコウウシユ	75	集36-62						
154	御殿場市東田中	3291	36	い8-0	保安林	0.0684	ソノタコウウシユ	75	集36-62						
155	御殿場市東田中	3304	36	い19-0	山林	0.4482	ヒノキ	67	集36-64						
156	御殿場市東田中	3305	36	い18-0	山林	0.0026	ヒノキ	73	集36-64						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市 東田中	3294	36	い13-0	山林	0.2228	スギ	80			集36-01 集36-16 集36-17 集36-19 集36-20 集36-24 集36-25 集36-27 集36-30 集36-54
2	御殿場市 東田中	3734	36	に4-0	山林	0.0677	ヒノキ	75			集36-02 集36-03
3	御殿場市 東田中	3735	36	に4-0	山林	0.0029	ヒノキ	75			集36-02 集36-03
4	御殿場市 東田中	3742	36	は1-0	山林	0.0026	ヒノキ	100			集36-02 集36-03
5	御殿場市 東田中	3743	36	は1-0	山林	0.0033	ヒノキ	100			集36-02 集36-03
6	御殿場市 東田中	3744	36	は1-0	山林	0.0423	ヒノキ	100			集36-02 集36-03
7	御殿場市 東田中	3264	36	か5-0	山林	0.5209	スギ	80			集36-04
8	御殿場市 東田中	3281	36	か4-0	山林	0.0459	ヒノキ	95			集36-04

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
9	御殿場市 東田中	4132-7	36	へ15-0	原野	0.1253	ヒノキ	70			集36-04
10	御殿場市 東田中	3725	36	に9-0	山林	0.3371	ヒノキ	80			集36-05 集36-09 集36-28 集36-37 集36-42 集36-58 集36-60
11	御殿場市 東田中	3306	36	ろ46-0	山林	1.7791	スギ ヒノキ	73			集36-06 集36-62
12	御殿場市 東田中	3775	36	に11-0	山林	0.2909	ヒノキ	70			集36-07
13	御殿場市 東田中	4132-5	36	へ15-0	原野	0.0975	ヒノキ	70			集36-08
14	御殿場市 東田中	3761	36	は10-0	山林	0.2892	ヒノキ	85			集36-10
15	御殿場市 東田中	3783	36	は5-0	山林	0.0059	ヒノキ	72			集36-10
16	御殿場市 東田中	3293	36	い12-0	山林	0.1269	スギ	71			集36-11
17	御殿場市 東田中	3286-1	36	か1-0	山林	0.8398	ヒノキ	85			集36-12
18	御殿場市 東田中	3649	36	は12-0	山林	0.6393	ヒノキ	73			集36-12
19	御殿場市 東田中	3650	36	は11-0	山林	0.0578	ヒノキ	73			集36-12
20	御殿場市 東田中	3651	36	は11-0	山林	0.0310	ヒノキ	73			集36-12
21	御殿場市 東田中	3717	36	に21-0	山林	0.1957	ヒノキ	72			集36-13
22	御殿場市 東田中	3708	36	に30-0	山林	0.0743	スギ	75			集36-14
23	御殿場市 東田中	3730	36	に28-0	山林	0.3811	ヒノキ	80			集36-14

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
24	御殿場市 東田中	3645	36	は13-0	山林	0.0171	ヒノキ	67			集36-15
25	御殿場市 東田中	3729	36	に27-0	山林	0.2757	スギ ヒノキ	47			集36-15
26	御殿場市 東田中	3295	36	い18-0	山林	0.5004	ヒノキ	73			集36-18
27	御殿場市 東田中	3296	36	い14-0 い15-0	山林	0.1745	ソノナカヨク ジュ ヒノキ	72			集36-18
28	御殿場市 東田中	3298	36	い17-0	山林	0.2988	ヒノキ	80			集36-18
29	御殿場市 東田中	3303	36	い20-0 い21-0	山林	0.6076	ヒノキ	68~75			集36-18
30	御殿場市 東田中	3297	36	い16-0	山林	0.1517	ヒノキ	65			集36-21
31	御殿場市 東田中	3753	36	は4-0	山林	0.2846	スギ	73			集36-21
32	御殿場市 東田中	3754	36	は4-0	山林	0.0264	スギ	73			集36-21
33	御殿場市 東田中	3755	36	は3-0	山林	0.2684	ヒノキ	67			集36-21
34	御殿場市 東田中	3756	36	は3-0	山林	0.0208	ヒノキ	67			集36-21
35	御殿場市 東田中	3771	36	に10-0	山林	0.2836	ソノナカヨク クシユ	75			集36-22
36	御殿場市 東田中	3731	36	に3-0	山林	0.3193	ヒノキ	74			集36-23
37	御殿場市 東田中	3736	36	に4-0	山林	0.0082	ヒノキ	75			集36-23
38	御殿場市 東田中	3737	36	に4-0	山林	0.0644	ヒノキ	75			集36-23
39	御殿場市 東田中	3738	36	に4-0	山林	0.0148	ヒノキ	75			集36-23
40	御殿場市 東田中	3739	36	に4-0	山林	0.0938	ヒノキ	75			集36-23
41	御殿場市 東田中	3740	36	に4-0	山林	0.0492	ヒノキ	75			集36-23
42	御殿場市 東田中	3741	36	は1-0	山林	0.0386	ヒノキ	100			集36-23
43	御殿場市 東田中	3745	36	は1-0	山林	0.0310	ヒノキ	100			集36-23
44	御殿場市 東田中	3746	36	は1-0	山林	0.0029	ヒノキ	100			集36-23
45	御殿場市 東田中	3747-1	36	に2-0	山林	0.4013	クスギ	29			集36-23

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
46	御殿場市東田中	3760	36	は9-0	山林	0.3633	ヒノキ	68			集36-23
47	御殿場市東田中	3765	36	に6-0	山林	0.2211	ヒノキ	55			集36-23
48	御殿場市東田中	3767	36	は5-0	山林	0.7114	ヒノキ	72			集36-23
49	御殿場市東田中	3768	36	に8-0	山林	0.2889	スギ ヒノキ	47			集36-23
50	御殿場市東田中	3782	36	は5-0	山林	0.0076	ヒノキ	72			集36-23
51	御殿場市東田中	3727	36	に25-0	山林	0.3239	ヒノキ	72			集36-26
52	御殿場市東田中	4132-10	36	へ15-0	原野	0.1682	ヒノキ	70			集36-29
53	御殿場市東田中	3732	36	に28-0	山林	0.0373	ヒノキ	80			集36-31
54	御殿場市東田中	3733	36	に4-0	山林	0.1127	ヒノキ	75			集36-31
55	御殿場市東田中	3707	36	に29-0	山林	0.4132	ヒノキ	85			集36-32
56	御殿場市東田中	3709	36	に29-0	山林	0.1054	ヒノキ	85			集36-32
57	御殿場市東田中	3710	36	に29-0	山林	0.1570	ヒノキ	85			集36-32
58	御殿場市東田中	3711	36	に32-0	山林	0.0347	ヒノキ	85			集36-32
59	御殿場市東田中	3691	36	に34-0	山林	0.3970	ヒノキ	85			集36-33
60	御殿場市東田中	3692	36	に34-0	山林	0.0479	ヒノキ	85			集36-33
61	御殿場市東田中	3693	36	に36-0	山林	0.0241	ヒノキ	62			集36-33
62	御殿場市東田中	3694	36	に36-0	山林	0.2029	ヒノキ	62			集36-33
63	御殿場市東田中	3695	36	に36-0	山林	0.0165	ヒノキ	62			集36-33
64	御殿場市東田中	2084	36	い46-0	原野	0.3447	ヒノキ	68			集36-34
65	御殿場市東田中	3233-1	36	い18-0	山林	0.2717	ヒノキ	73			集36-34
66	御殿場市東田中	3234-1	36	い18-0	山林	0.1154	ヒノキ	73			集36-34
67	御殿場市東田中	3243	36	か8-0	山林	0.3791	スギ	73			集36-34

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
68	御殿場市東田中	3246-1	36	い18-0	山林	0.2764	ヒノキ	73			集36-34
69	御殿場市東田中	3246-3	36	い18-0	山林	0.0812	ヒノキ	73			集36-34
70	御殿場市東田中	3251	36	か8-0	山林	0.3398	スギ	73			集36-34
71	御殿場市東田中	3252	36	か9-0	山林	0.0558	ソノタコウヨウ カシノ	74			集36-34
72	御殿場市東田中	3253	36	か9-0	山林	0.1904	ソノタコウヨウ カシノ	74			集36-34
73	御殿場市東田中	3254	36	か10-0	山林	1.2118	スギ	70			集36-34
74	御殿場市東田中	3255	36	か10-0	山林	0.0456	スギ	70			集36-34
75	御殿場市東田中	3256	36	か8-0	山林	0.0489	スギ	73			集36-34
76	御殿場市東田中	3257	36	か10-0	山林	0.0010	スギ	70			集36-34
77	御殿場市東田中	3258	36	か9-0	山林	0.4128	ソノタコウヨウ カシノ	74			集36-34
78	御殿場市東田中	3259	36	か8-0	山林	0.0714	スギ	73			集36-34
79	御殿場市東田中	3260	36	か5-0	山林	0.1054	スギ	80			集36-34
80	御殿場市東田中	3261	36	か7-0	山林	0.4135	ヒノキ	70			集36-34
81	御殿場市東田中	3262-1	36	か6-0	山林	0.4448	ソノタコウヨウ カシノ	55			集36-34
82	御殿場市東田中	3263-1	36	か5-0	山林	0.1630	スギ	80			集36-34
83	御殿場市東田中	3265	36	か5-0	山林	0.2247	スギ	80			集36-34
84	御殿場市東田中	3267	36	か5-0	山林	0.0218	スギ	80			集36-34
85	御殿場市東田中	3268	36	い3-0	山林	0.0892	ヒノキ	56			集36-34
86	御殿場市東田中	3269	36	か10-0	山林	0.0165	スギ	70			集36-34
87	御殿場市東田中	3271	36	い3-0	山林	0.0476	ヒノキ	56			集36-34
88	御殿場市東田中	3272	36	い3-0	山林	1.2740	ヒノキ	56			集36-34
89	御殿場市東田中	3273	36	い3-0	山林	0.2598	ヒノキ	56			集36-34

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
90	御殿場市 東田中	3274-1	36	い1-0 い3-0	山林	1.4984	ヒノキ	56~95			集36-34
91	御殿場市 東田中	3275	36	い3-0	山林	0.2234	ヒノキ	56			集36-34
92	御殿場市 東田中	3276	36	い3-0	山林	0.0350	ヒノキ	56			集36-34
93	御殿場市 東田中	3277	36	い3-0	山林	0.1090	ヒノキ	56			集36-34
94	御殿場市 東田中	3279	36	い4-0	山林	0.3421	ヒノキ	68			集36-34
95	御殿場市 東田中	3280	36	い3-0	山林	0.1894	ヒノキ	56			集36-34
96	御殿場市 東田中	3282-1	36	か4-0	山林	0.0899	ヒノキ	95			集36-34
97	御殿場市 東田中	3285-1	36	か2-0	原野	1.3269	スギ	65			集36-34
98	御殿場市 東田中	3287	36	い3-0	山林	0.1114	ヒノキ	56			集36-34
99	御殿場市 東田中	3288	36	い46-0	山林	0.0145	ヒノキ	68			集36-34
100	御殿場市 東田中	3289	36	い46-0	山林	0.0066	ヒノキ	68			集36-34
101	御殿場市 東田中	3646	36	は13-0	山林	0.0813	ヒノキ	67			集36-34
102	御殿場市 東田中	3704	36	に38-0	山林	0.1887	ヒノキ	80			集36-34
103	御殿場市 東田中	3705-1	36	に38-0	山林	0.1676	ヒノキ	80			集36-34
104	御殿場市 東田中	3706-2	36	に31-0	山林	0.2755	ヒノキ	73			集36-34
105	御殿場市 東田中	3724	36	に23-0	山林	0.2264	ヒノキ	70			集36-34
106	御殿場市 東田中	3773	36	は16-0 は17-0	山林	0.4961	ヒノキ	49			集36-34
107	御殿場市 東田中	3776	36	は17-0	山林	0.0945	ヒノキ	49			集36-34
108	御殿場市 東田中	4132-16	36	へ15-0	原野	0.0051	ヒノキ	70			集36-34
109	御殿場市 東田中	4132-17	36	へ15-0	原野	0.0011	ヒノキ	70			集36-34
110	御殿場市 東田中	3699-2	36	に31-0	山林	0.2426	ヒノキ	73			集36-35
111	御殿場市 東田中	3720	36	に20-0	山林	0.2115	ヒノキ	72			集36-36

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
112	御殿場市東田中	3766	36	に7-0	山林	0.3057	ヒノキ	46			集36-36
113	御殿場市東田中	3769	36	は14-0	山林	0.2687	ヒノキ	90			集36-36
114	御殿場市東田中	3757	36	は6-0	山林	0.0148	ヒノキ	72			集36-38
115	御殿場市東田中	3758	36	は6-0	山林	0.2267	ヒノキ	72			集36-38
116	御殿場市東田中	3728	36	に26-0	山林	0.2938	ヒノキ	72			集36-39
117	御殿場市東田中	4132-6	36	へ15-0	原野	0.1183	ヒノキ	70			集36-40
118	御殿場市東田中	4132-8	36	へ15-0	原野	0.1455	ヒノキ	70			集36-41
119	御殿場市東田中	4132-9	36	へ15-0	原野	0.1670	ヒノキ	70			集36-41
120	御殿場市東田中	1993-1	36	い23-0	原野	0.3009	ソノタコヨウシユ	70			集36-44 集36-46
121	御殿場市東田中	1993-2	36	い25-0	保安林	0.0394	ヒノキ	72			集36-44
122	御殿場市東田中	1994-1	36	い25-0	山林	0.1400	ヒノキ	72			集36-44
123	御殿場市東田中	1994-2	36	い25-0	保安林	0.0103	ヒノキ	72			集36-44
124	御殿場市東田中	3676	36	に23-0	山林	0.0251	ヒノキ	70			集36-45
125	御殿場市東田中	3712	36	に24-0	山林	0.4095	ソノタコヨウシユ	75			集36-45
126	御殿場市東田中	3713	36	に24-0	山林	0.1361	ソノタコヨウシユ	75			集36-45
127	御殿場市東田中	3726	36	に23-0	山林	0.2370	ヒノキ	70			集36-45
128	御殿場市東田中	3682	36	に32-0	山林	0.6016	ヒノキ	85			集36-47
129	御殿場市東田中	3688	36	に33-0	山林	0.6069	ヒノキ	85			集36-47
130	御殿場市東田中	3689	36	に33-0	山林	0.0231	ヒノキ	85			集36-47
131	御殿場市東田中	3697	36	に36-0	山林	0.1041	ヒノキ	62			集36-47
132	御殿場市東田中	3698	36	に36-0	山林	0.0142	ヒノキ	62			集36-47

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
133	御殿場市東田中	3700	36	に36-0	山林	0.0089	ヒノキ	62			集36-47
134	御殿場市東田中	3690	36	に35-0	山林	0.2181	ヒノキ	85			集36-48
135	御殿場市東田中	3750	36	は1-0	山林	0.3438	ヒノキ	100			集36-48
136	御殿場市東田中	3751	36	は1-0	山林	0.4046	ヒノキ	100			集36-48
137	御殿場市東田中	3752	36	は2-0	山林	0.1467	ヒノキ	70			集36-48
138	御殿場市東田中	3770	36	に9-0	山林	0.2479	ヒノキ	80			集36-49
139	御殿場市東田中	3302	36	い22-0	山林	0.3004	ヒノキ	72			集36-51
140	御殿場市東田中	3772	36	は15-0	山林	0.2604	ヒノキ	68			集36-52
141	御殿場市東田中	4132-1	36	へ15-0	原野	0.1421	ヒノキ	70			集36-53
142	御殿場市東田中	4132-2	36	へ15-0	原野	0.1025	ヒノキ	70			集36-53
143	御殿場市東田中	4132-3	36	へ15-0	原野	0.1091	ヒノキ	70			集36-53
144	御殿場市東田中	4132-4	36	へ15-0	原野	0.1079	ヒノキ	70			集36-53
145	御殿場市東田中	3762	36	に5-0	山林	0.2915	ヒノキ	73			集36-55
146	御殿場市東田中	3763	36	に5-0	山林	0.0042	ヒノキ	73			集36-55
147	御殿場市東田中	3764	36	に5-0	山林	0.0049	ヒノキ	73			集36-55
148	御殿場市東田中	3278	36	い5-0	山林	0.1887	ヒノキ	85			集36-56
149	御殿場市東田中	3699-1	36	に31-0	山林	0.1322	ヒノキ	73			集36-57
150	御殿場市東田中	3660	36	に11-0	山林	0.0280	ヒノキ	70			集36-59
151	御殿場市東田中	3300	36	い10-0	山林	0.1256	ヒノキ	85			集36-61
152	御殿場市東田中	3301	36	い9-0	山林	0.0595	ヒノキ	80			集36-61
153	御殿場市東田中	3290	36	い8-0	保安林	0.0456	ソノタコウヨウシユ	75			集36-62 集36-64

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
154	御殿場市 東田中	3291	36	い8-0	保安林	0.0684	リノキ カシ	75			集36-62
											集36-64
155	御殿場市 東田中	3304	36	い19-0	山林	0.4482	ヒノキ	67			集36-63
156	御殿場市 東田中	3305	36	い18-0	山林	0.0026	ヒノキ	73			集36-63

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

住 所（同上） スルガフォレスト株式会社 代表取締役 音無務

権利の設定をする市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- （3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- （4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （5） 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

## 2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 丙の義務

丙は、この経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負う。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回以上報告をしなければならない。

### (3) 乙の義務

乙は、この経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負う。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等について年1回以上の報告を受けなければならない。

### (4) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、乙は甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなく（2）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を乙に通知するものとする。

### (7) 甲への通知

当該森林について甲への還元額（D）が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (8) 森林への立入り及び施設の利用等

① 丙は、（1）及び（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

- ② 丙は、(1)及び(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭を除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(13) 森林利用の制約

丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定める。